平成２３年（フ）第６２５号
兵庫県加古郡稲美町六分一881番地の10
債務者　長坂　友美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６６１号
兵庫県姫路市御立西２丁目６番16―201号
御立マンション
債務者　服部　豊光
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６９４号
兵庫県高砂市西畑３丁目１番６―401号
債務者　岸本　崇裕
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６９５号
兵庫県高砂市西畑３丁目１番６―401号
債務者　岸本　由衣（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７０１号
兵庫県姫路市東今宿３丁目６番12―306号
東今宿中村コーポパートⅡ
債務者　中田　秀雄
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７０２号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋435番地の６
債務者　丸山　千里（旧姓守安）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５１５号
奈良県桜井市朝倉台東４丁目1585番地の28
債務者　小林　茂夫
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５３３号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵566番地　公営住宅３―404号
債務者　梅本左知子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２９３号
広島市西区三篠北町１番４―202号
債務者　澄川健一郎
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６１号
広島市西区中広町３丁目３番26―703号、申立時の住所広島市西区大宮２丁目１番８―307号
債務者　小田　美岐（旧姓祢宜谷）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１３号
広島市西区楠木町４丁目12番26―301号
債務者　岩城　　文（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６７号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目18番20―603号
債務者　西　　賢三
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９０号
福岡市中央区六本松３丁目11番９号
債務者　池田　良次
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５７５号
福岡市中央区梅光園団地２番301号
債務者　草場　秀明
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１０号
長野県安曇野市穂高有明5527番地20
債務者　竹内　　誉
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６９号
愛媛県大洲市多田甲６番地１　市営住宅慶雲寺団地２―10号
債務者　藤田まり子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第４９３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目92番地４
コーポアサト301
債務者　足立　利浩
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４９４号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目92番地４
コーポアサト301
債務者　足立　克美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部